

日 薬 情 発 第 38 号
令 和 8 年 6 月 5 日

都道府県薬剤師会 会長殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に
規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについての
一部改正等について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長及び同監視指導・麻
薬対策課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に
規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについては、令
和5年7月3日付け日薬情発第46号ほかにてお知らせしたところですが、今般、
これら取扱いに関する一部改正がなされました。

併せて、質疑応答集(Q&A)(令和6年6月28日付け日薬情発第58号にて既報)
についても全改正されています。

つきましては、貴会関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>※いずれも令和8年6月3日付け、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課及び同
監視指導・麻薬対策課より

1. 「要指導医薬品及び一般用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」
及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を
実施する場合の取扱いについて」の一部改正について（両課長通知、医薬
薬審発 0603 第 3 号・医薬監麻発 0603 第 9 号）

2. 「医療用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」の一部改正について（両課長通知、医薬薬審発 0603 第 6 号・医薬監麻発 0603 第 12 号）
3. 「要指導医薬品及び一般用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」及び「医療用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」に関する質疑応答集（Q & A）について（事務連絡）

別添1

医薬薬審発 0603 第 3 号
医薬監麻発 0603 第 9 号
令和 8 年 6 月 3 日

(別記) 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

「要指導医薬品及び一般用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用する試験方法を実施する場合の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知しましたので、貴会会員への周知をお願いいたします。



医薬薬審発 0603 第 1 号
医薬監麻発 0603 第 7 号
令和 8 年 6 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「要指導医薬品及び一般用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」の一部改正について

要指導医薬品及び一般用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）について、承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定された試験方法に代用しうる試験方法を行う場合の取扱いについては、「要指導医薬品及び一般用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」（令和 5 年 6 月 21 日付け薬生薬審発 0621 第 1 号・薬生監麻発 0621 第 2 号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知。以下「2 課長通知」という。）により示してきたところです。

今般、2 課長通知に基づく申請事例及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）における相談事例を踏まえ、2 課長通知を別添の新旧対照表のとおり改め、本日から適用することとしましたので、御了知の上、貴管内関係事業者に対し周知方御協力お願いいたします。

なお、改正後の 2 課長通知全文を参考として添付します。

別添

○ 要指導医薬品及び一般用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて（令和5年6月21日付け薬生薬審発 0621 第1号・薬生監麻発 0621 第2号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）【新旧対照表】

（改正点は下線部）

改正後	現行
<p>1. 基本的な考え方 (略)</p> <p>2. 本取扱いの対象となる試験方法 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規定の試験方法が医薬品の品質等に係る日本薬局方、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第42条に係る基準、日本薬局方外医薬品規格又は医薬品添加物規格</u>の各条に定める試験方法以外の試験方法であること。</p> <p>(3) 以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 代用法が、規定の試験方法と同一の原理の試験方</p>	<p>1. 基本的な考え方 (略)</p> <p>2. 本取扱いの対象となる試験方法 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規定の試験方法が医薬品の品質等に係る日本薬局方又は<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第42条に係る基準</u>の各条に定める試験方法以外の試験方法であること。</p> <p>(3) 以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 代用法が、規定の試験方法と同一の原理の試験方</p>

法（注）で、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

注：以下のようなケースが含まれ得る。疑義等がある場合は、個別に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に相談すること。なお、知事承認品目については、承認権者となる都道府県に相談すること。

- ・ 規定の試験方法と異なる発色試薬を使用した定性試験
- ・ 規定の試験方法と異なるカラム、流量、移動相で行うクロマトグラフィー
- ・ 確認試験として赤外吸収スペクトル測定法（IR）を設定しており、規定の測定法（錠剤法、ATR法等）とは異なる測定法により確認を行う場合
- ・ 規定の試験方法で使用する試薬、機材等と同等の試薬、機材等を用いて試験を行う場合

（イ）代用法が、規定の試験方法とは原理が異なる試験方法であるが、以下の①から③のいずれかに該当し、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

① 確認試験又は有機不純物を対象とする純度試

法（注）で、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

注：以下のようなケースが含まれ得る。疑義等がある場合は、個別に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に相談すること。なお、知事承認品目については、承認権者となる都道府県に相談すること。

- ・ 規定の試験方法と異なる発色試薬を使用した定性試験
- ・ 規定の試験方法と異なるカラム、流速、移動相で行うクロマトグラフィー
- ・ 確認試験として赤外吸収スペクトル測定法（IR）を設定しており、規定の測定法（錠剤法、ATR法等）とは異なる測定法により確認を行う場合

（イ）代用法が、規定の試験方法とは原理が異なる試験方法であるが、以下の①、②又は③に該当し、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

① 確認試験又は有機不純物を対象とする純度試

験において、規定の試験方法が薄層クロマトグラフィーによる試験方法であるときに、高速液体クロマトグラフィー (HPLC)、超高速液体クロマトグラフィー (UHPLC) 又はガスクロマトグラフィー (GC) による代用法を行おうとする場合

②～③ (略)

3. 対応方法

(1) 代用法を実施する際の要件

(ア) (略)

(イ) 代用法の試験方法、妥当性の根拠等を医薬品製品標準書に記載しておくこと。また、代用法の変更管理を行う場合は上記 (ア) に準じて規定の試験方法を対照に検証を行うこととし、試験方法の検証の記録を含めた当該変更管理に係る記録については、GMP省令第20条又は第22条の規定に基づき、適切な期間保管するとともに、必要な記録等を整備しておくこと。

(ウ) ～ (エ) (略)

(2) (略)

験において、規定の試験方法が薄層クロマトグラフィーによる試験方法であるときに、高速液体クロマトグラフィー (HPLC) 又はガスクロマトグラフィー (GC) による代用法を行おうとする場合

②～③ (略)

3. 対応方法

(1) 代用法を実施する際の要件

(ア) (略)

(イ) 代用法の試験方法、妥当性の根拠等を医薬品製品標準書に記載しておくこと。また、代用法の変更管理を行う場合は上記 (ア) に準じて規定の試験方法を対照に検証を行うこととし、試験方法の検証の記録を含めた当該変更管理に係る記録については、GMP省令第20条又は第22条の規定に基づき、適切な期間保管すること。必要な記録等を整備しておくこと。

(ウ) ～ (エ) (略)

(2) (略)

4. 医薬品医療機器等法上の取扱いに関する留意点等

(1) (略)

(2) 代用法により試験を行い、承認規格に適合していることをもって出荷された製品は、3.(1)による妥当性確認等が適切になされており、品質に影響がないことが確認できている場合に限り、規定の試験方法を行っていないことのみを理由として回収を行う必要はない。

(3) ~ (5) (略)

以上

4. 医薬品医療機器等法上の取扱いに関する留意点等

(1) (略)

(2) 代用法により試験を行い、承認規格に適合していることをもって出荷された製品は、上記1.の妥当性確認等が適切になされており、品質に影響がないことが確認できている場合に限り、規定の試験方法を行っていないことのみを理由として回収を行う必要はない。

(3) ~ (5) (略)

以上

参考

薬生薬審発 0621 第 1 号
薬生監麻発 0621 第 2 号
令和 5 年 6 月 21 日
[一部改正] 令和 8 年 6 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

要指導医薬品及び一般用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて

要指導医薬品及び一般用医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下「医薬品」という。）について、承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定された試験方法に代用しうる試験方法を行う場合の取扱いを下記のとおり定めただけ、貴管下関係業者等に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

医薬品原薬等の供給元の多様化等を背景に、承認書に規定する規格及び試験方法を前提にしつつも、運用実態として承認書に規定する規格及び試験方法の実施が困難な場合がある。その中で、承認された際の品質を確保・維持しつつ、医薬品の安定的な供給を図るためには、承認書に規定する試験方法と製造所、試験機関等で実施される試験方法の同等性等を適切に検証し、恒常的に管理する

ことが必要となる。

医薬品の試験の実態において、承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法（以下「規定の試験方法」という。）に代用しうる方法（以下「代用法」という。）により試験を行うことは、それが真度（正確さ）、精度（精密さ）等の分析能パラメータにより規定の試験方法と同等以上の分析性能があることや当該方法により承認規格への適合・不適合が確認できること等が検証及び文書化され、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第179号。以下「GMP省令」という。）に基づく管理が適切に行われている場合は許容され得る。

代用法は、基本的に、規定の試験方法と同一の原理の試験方法であることを前提とする。ただし、原理が異なる場合も2.（3）（イ）に該当する場合には代用法として取り扱うことができる。また、代用法は、その試験結果について疑いのある場合には、規定の試験方法で最終の判定を行うことを前提に実施される。

既承認医薬品に係る通常時の試験方法として、今後も代用法を継続する場合は、製造販売承認事項の一部変更承認申請等を行うこと。なお、製造販売承認事項の一部変更承認申請等が行われていること及び製造販売業者の責任において、医薬品の品質を適切に保証可能と判断できることを前提に、代用法による出荷を継続することができるものとするが、審査の過程において代用法が妥当ではないと判断された場合には、速やかに適切な試験方法により市場流通品の品質確認を行うとともに、不適合品を認めた場合は回収等の措置を講じること。ただし、規定の試験方法が現在の関係通知又は科学的水準からみて不十分と認められる場合は、代用法を実施するのではなく、速やかに製造販売承認事項の一部変更承認申請を行うことが適当である。

また、代用法の基本原則に適合しない試験方法を規定の試験方法の代わりとして実施しようとする場合は、製造販売承認事項の一部変更承認申請等の必要な変更手続きを行った上で実施することが必要になる。

2. 本取扱いの対象となる試験方法

本取扱いは、医薬品に係る規定の試験方法のうち、以下の（1）～（3）全ての条件に該当する試験方法及び当該試験方法に係る代用法を対象とする。

- （1）化成品に係る試験であること。
- （2）規定の試験方法が医薬品の品質等に係る日本薬局方、医薬品、医療機器

等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 42 条に係る基準、日本薬局方外医薬品規格又は医薬品添加物規格の各条に定める試験方法以外の試験方法であること。

(3) 以下のいずれかに該当すること。

(ア) 代用法が、規定の試験方法と同一の原理の試験方法（注）で、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

注：以下のようなケースが含まれ得る。疑義等がある場合は、個別に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に相談すること。なお、知事承認品目については、承認権者となる都道府県に相談すること。

- ・ 規定の試験方法と異なる発色試薬を使用した定性試験
- ・ 規定の試験方法と異なるカラム、流量、移動相で行うクロマトグラフィー
- ・ 確認試験として赤外吸収スペクトル測定法（IR）を設定しており、規定の測定法（錠剤法、ATR法等）とは異なる測定法により確認を行う場合
- ・ 規定の試験方法で使用する試薬、機材等と同等の試薬、機材等を用いて試験を行う場合

(イ) 代用法が、規定の試験方法とは原理が異なる試験方法であるが、以下の①から③のいずれかに該当し、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

- ① 確認試験又は有機不純物を対象とする純度試験において、規定の試験方法が薄層クロマトグラフィーによる試験方法であるときに、高速液体クロマトグラフィー（HPLC）、超高速液体クロマトグラフィー（UHPLC）又はガスクロマトグラフィー（GC）による代用法を行おうとする場合
- ② 定量法において、規定の試験方法が滴定法、蛍光光度法又は紫外可視吸光度測定法による試験方法であるときに、クロマトグラフィーによる代用法を行おうとする場合
- ③ 官能基の確認試験において、規定の試験方法が呈色反応による試験方法であるときに、赤外吸収スペクトル測定法（IR）による代用法

を行おうとする場合

3. 対応方法

(1) 代用法を実施する際の要件

(ア) 代用法の導入前に、以下の事項を含め、試験方法のバリデーション及び規定の試験方法とのクロスバリデーションを行い、適切に検証し文書化を行うこと。

①規定の試験方法と同等以上の分析性能があること。

②代用法により、承認規格への適合・不適合が確認できること。

③代用法の検証記録等を、GMP省令第20条又は第22条の規定に基づき、適切な期間保管すること。

なお、クロスバリデーションとは、同一試料に対して規定の試験方法と代用法を並行して試験を実施し、同等の試験結果が得られることを検証する一連の作業をいう。クロスバリデーションによる比較は、それぞれの試験方法のフルバリデーション又はパーシャルバリデーションを実施した上で実施する。クロスバリデーションを行う場合、規定の試験方法のバリデーション結果に基づき、あらかじめ適切な判定基準を定め、当該基準を満たすことを検証すること。

(イ) 代用法の試験方法、妥当性の根拠等を医薬品製品標準書に記載しておくこと。また、代用法の変更管理を行う場合は上記(ア)に準じて規定の試験方法を対照に検証を行うこととし、試験方法の検証の記録を含めた当該変更管理に係る記録については、GMP省令第20条又は第22条の規定に基づき、適切な期間保管するとともに、必要な記録等を整備しておくこと。

(ウ) 実際の製造の際に、代用法の結果について疑いのある場合は、承認書に製造所又は試験機関として記載された施設において規定の試験方法で試験を行うことが必要になる。このため、代用法を用いる場合でも、規定の試験方法を実施するための手順、設備、体制を整備しておくこと。なお、規定の試験方法で使用する試薬、機材等(例えば、滴定法における発色試薬やクロマトグラフィーにおけるカラムなど。)が入手できない状況となった場合は、速やかに製造販売承認事項の一部変更承認申請を行うこと。

(エ) 原薬、添加剤等の原材料及び製剤の試験を委託して行わせる場合、実際の製造所、試験機関等において代用法を用いることについて製造所と製造販売業者の間で十分な情報・認識の共有を行い、合意を得ておくこと。

(2) 手順の整備等

(ア) 上記(1)に示す検証等が適切に実施されていることを前提として、代用法の実施により、実際に規定の試験方法を実施していなくとも、その結果によって承認規格への適合・不適合を判断することは差し支えない。

(イ) 代用法は、3.(1)(ア)の検証がなされた試験方法であるため、代用法により不適合の結果が出た後に、必ずしも規定の試験方法による再試験を行う手順とする必要は無い。

また、仮に代用法で不適合の結果が出た後に、別途規定の試験方法で再試験を実施し、適合の結果が得られた場合、短絡的に当該ロットが承認規格に適合していると判断せずに、関連する手順書に従って適切な原因調査及び影響評価を行い、それらの結果を踏まえて最終判定を行うこと。

(ウ) 製造の際に代用法を実施すること等をあらかじめ医薬品製品標準書、手順書等に定めておくこと。なお、この限りにおいて、代用法を行ってもGMP省令第15条の逸脱の管理は要しない。

(エ) 規定の試験方法と同等以上の分析性能を有していない可能性が疑われる場合など、代用法の試験結果に疑義がある場合には、規定の試験方法を実施すること。この上で、バリデーションを含む再検証の要否、代用法による試験方法により出荷判定を行った製品への品質評価等を検討すること。

(オ) 定期的な機器の保守・メンテナンスのため代用法を用いる期間が一定頻度で発生する場合、定期的に代用法が規定の試験方法と同等以上の分析性能を有していることを確認しておくこと。また、確認の記録は、GMP省令第20条又は第22条の規定に基づき、適切な期間保管すること。

4. 医薬品医療機器等法上の取扱いに関する留意点等

- (1) 既承認医薬品に係る通常時の試験方法として、代用法を継続する場合は、製造販売承認事項の一部変更承認申請等を行うこと。その他の場合は個別の判断を要するが、既承認医薬品又は新規申請品目において、機器の故障・修理及び保守・メンテナンス等のために一時的に代用法により試験を行う場合、製造販売承認事項の一部変更承認申請等の措置又は新規申請時の承認申請書への記載は要しないものとする。ただし、将来発生しうる承認申請、GMP省令に定める基準への適合性に係る調査（以下「GMP調査」という。）申請等に際し、規制当局からの求めに応じて、代用法の妥当性等を説明する資料や変更管理の記録等を提出できるようにしておくこと。また、必要に応じて審査又はGMP調査の際に、①代用法の妥当性、根拠、②医薬品製品標準書、手順書等への記載、③承認規格外の試験結果の処理、④変更管理の記録、⑤規定の試験方法が手順書どおり支障なく行えることを定期的に確認した記録等について確認するので留意すること。
- (2) 代用法により試験を行い、承認規格に適合していることをもって出荷された製品は、3.(1)による妥当性確認等が適切になされており、品質に影響がないことが確認できている場合に限り、規定の試験方法を行っていないことのみを理由として回収を行う必要はない。
- (3) 代用法の使用の有無に関わらず、規定の試験方法が現在の関係通知、科学的水準等からみて不十分と認められる場合、又は規定の試験方法では最終の判定を行うことができない状況にある場合は、速やかに製造販売承認事項の一部変更承認申請を行うこと。
- (4) 都道府県等により行われる収去検査等は、原則として規定の試験方法により行われるので留意すること。
- (5) 本通知の通知日以前に規定の試験方法とは異なる試験方法を導入しており、当該試験方法が本通知に記載された代用法の要件を満たさない試験方法（以下「別法」という。）である場合、市場流通品に対し速やかに規定の試験方法により品質確認を行う等、必要な措置を講じること。また、今後も継続して別法により試験を行う必要がある場合は、速やかに製造販売承認事項の一部変更承認申請等を行うこと。

以上

別添2

医薬審発 0603 第 6 号
医薬監麻発 0603 第 12 号
令和 8 年 6 月 3 日

(別記) 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

「医療用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知しましたので、貴会会員への周知をお願いいたします。



医薬薬審発 0603 第 4 号
医薬監麻発 0603 第 10 号
令和 8 年 6 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「医療用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」の一部改正について

医療用医薬品（体外診断用医薬品、生物由来製品を除く。）について、承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定された試験方法に代用しうる試験方法を行う場合の取扱いについては、「医療用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」（令和 5 年 6 月 21 日付け薬生薬審発 0621 第 4 号・薬生監麻発 0621 第 5 号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知。以下「2 課長通知」という。）により示してきたところです。

今般、2 課長通知に基づく申請事例及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）における相談事例を踏まえ、2 課長通知を別添の新旧対照表のとおり改め、本日から適用することとしましたので、御了知の上、貴管内関係事業者に対し周知方御協力お願いいたします。

なお、改正後の 2 課長通知全文を参考として添付します。

別添

○ 医療用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて（令和5年6月21日付け薬生薬審発0621第4号・薬生監麻発0621第5号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）【新旧対照表】

(改正点は下線部)

改正後	現行
<p>1. 基本的な考え方 (略)</p> <p>2. 本取扱いの対象となる試験方法 (前文略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規定の試験方法が医薬品の品質等に係る日本薬局方、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第42条に係る基準、日本薬局方外医薬品規格又は医薬品添加物規格</u>の各条に定める試験方法以外の試験方法であること。</p> <p>(3) 以下のいずれかに該当すること。 (ア) 代用法が、規定の試験方法と同一の原理の試験方</p>	<p>1. 基本的な考え方 (略)</p> <p>2. 本取扱いの対象となる試験方法 (前文略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規定の試験方法が医薬品の品質等に係る日本薬局方又は<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第42条に係る基準</u>の各条に定める試験方法以外の試験方法であること。</p> <p>(3) 以下のいずれかに該当すること。 (ア) 代用法が、規定の試験方法と同一の原理の試験方</p>

法（注）で、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

注：以下のようなケースが含まれ得る。疑義等がある場合は、個別に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に相談すること。

- ・ 規定の試験方法と異なる発色試薬を使用した定性試験
- ・ 規定の試験方法と異なるカラム、流量、移動相で行うクロマトグラフィー
- ・ 確認試験として赤外吸収スペクトル測定法（IR）を設定しており、規定の測定法（錠剤法、ATR法等）とは異なる測定法により確認を行う場合
- ・ 規定の試験方法で使用する試薬、機材等と同等の試薬、機材等を用いて試験を行う場合

（イ）代用法が、規定の試験方法とは原理が異なる試験方法であるが、以下の①から③のいずれかに該当し、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

- ① 確認試験又は有機不純物を対象とする純度試験において、規定の試験方法が薄層クロマトグラフィーによる試験方法であるときに、高速液

法（注）で、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

注：以下のようなケースが含まれ得る。疑義等がある場合は、個別に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に相談すること。

- ・ 規定の試験方法と異なる発色試薬を使用した定性試験
- ・ 規定の試験方法と異なるカラム、流速、移動相で行うクロマトグラフィー
- ・ 確認試験として赤外吸収スペクトル測定法（IR）を設定しており、規定の測定法（錠剤法、ATR法等）とは異なる測定法により確認を行う場合

（イ）代用法が、規定の試験方法とは原理が異なる試験方法であるが、以下の①、②又は③に該当し、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

- ① 確認試験又は有機不純物を対象とする純度試験において、規定の試験方法が薄層クロマトグラフィーによる試験方法であるときに、高速液

体クロマトグラフィー (HPLC)、超高速液体クロマトグラフィー (UHPLC) 又はガスクロマトグラフィー (GC) による代用法を行おうとする場合

②～③ (略)

3. 対応方法

(1) 代用法を実施する際の要件

(ア) (略)

(イ) 代用法の試験方法、妥当性の根拠等を医薬品製品標準書に記載しておくこと。また、代用法の変更管理を行う場合は上記 (ア) に準じて規定の試験方法を対照に検証を行うこととし、試験方法の検証の記録を含めた当該変更管理に係る記録については、GMP省令第20条又は第22条の規定に基づき、適切な期間保管するとともに、必要な記録等を整備しておくこと。

(ウ) ～ (エ) (略)

(2) (略)

4. 医薬品医療機器等法上の取扱いに関する留意点等

体クロマトグラフィー (HPLC) 又はガスクロマトグラフィー (GC) による代用法を行おうとする場合

②～③ (略)

3. 対応方法

(1) 代用法を実施する際の要件

(ア) (略)

(イ) 代用法の試験方法、妥当性の根拠等を医薬品製品標準書に記載しておくこと。また、代用法の変更管理を行う場合は上記 (ア) に準じて規定の試験方法を対照に検証を行うこととし、試験方法の検証の記録を含めた当該変更管理に係る記録については、GMP省令第20条又は第22条の規定に基づき、適切な期間保管すること。必要な記録等を整備しておくこと。

(ウ) ～ (エ) (略)

(2) (略)

4. 医薬品医療機器等法上の取扱いに関する留意点等

(1) (略)

(2) 上記(1)に基づき、製造販売承認事項の一部変更承認申請等又は承認事項への記載を要しない範囲で代用法を用いる場合、将来発生しうる「別紙規格欄」若しくは「規格及び試験方法欄」に係る一部変更承認申請等又は新規申請の際に、本通知に則った代用法を実施している旨を備考欄に記載するとともに、審査部門の求めに応じて、代用法の内容及び妥当性を説明する資料を提出すること。また、「年次報告に係る変更手続導入に向けた試行的実施について」(令和7年2月13日付け医薬薬審発0213第5号、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知)に基づき年次報告事項を設定した「別紙規格欄」又は「規格及び試験方法欄」の試験方法について代用法を用いる場合には、年次報告に係る添付資料に本通知に則った代用法を実施している旨を記載すること。

(3) 代用法により試験を行い、承認規格に適合していることをもって出荷された製品は、3.(1)による妥当性確認等が適切になされており、品質に影響がないことが確認できている場合に限り、規定の試験方法を行っていないことのみを理由として回収を行う必要はない。

(1) (略)

(2) 上記(1)に基づき、製造販売承認事項の一部変更承認申請等又は承認事項への記載を要しない範囲で代用法を用いる場合、将来発生しうる「別紙規格欄」若しくは「規格及び試験方法欄」に係る一部変更承認申請等又は新規申請の際に、本通知に則った代用法を実施している旨を備考欄に記載するとともに、審査部門の求めに応じて、代用法の内容及び妥当性を説明する資料を提出すること。

(3) 代用法により試験を行い、承認規格に適合していることをもって出荷された製品は、上記1.の妥当性確認等が適切になされており、品質に影響がないことが確認できている場合に限り、規定の試験方法を行っていないことのみを理由として回収を行う必要はない。

い。

(4) ~ (6) (略)

(7) 出荷試験が行われる製造所又は試験施設において複数の試験設備を有する場合や出荷試験が行われる製造所又は試験施設間で異なる試験設備を有する場合等、複数の試験方法が継続的に利用される場合であって、「医薬品の品質に係る承認事項の変更に係る取扱い等について」(平成30年3月9日付け薬生薬審発0309第1号・薬生監麻発0309第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知)並びに「医療用医薬品の承認申請書の規格及び試験方法欄にかかる記載の合理化について」(令和4年1月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡)にて示している試験方法の合理化記載を行った場合であっても規定の試験方法の統一が困難な場合、以下のすべてを満たすことを確認の上、実施する試験方法をすべて承認書に併記すること。また、当該試験方法の追加については、製造販売承認事項の一部変更承認申請等により行うこと。

(ア) 原則として、併記される試験方法間で規格値が同一であること。ただし、粒子径等、試験に用いる測定

(4) ~ (6) (略)

(新設)

機器等により分析結果が異なる場合に限り、試験方法間で規格適合／不適合の判定基準が本質的に同一となるよう、異なる規格値を設定することができること。

(イ) 以下のいずれかを満たすこと。

① 併記される試験方法の分析性能が同等であること。

② 併記される試験方法の分析性能が同等ではない場合、当該試験方法に係る目標分析プロファイルが特定されており、併記される試験方法がいずれもこれを満たすこと。

(ウ) いずれか1つの試験方法を選択して規格適否判断が行われるよう管理されていること。

以上

以上

参考

薬生薬審発 0621 第 4 号
薬生監麻発 0621 第 5 号
令和 5 年 6 月 21 日
[一部改正] 令和 8 年 6 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

医療用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて

医療用医薬品（体外診断用医薬品、生物由来製品を除く。以下「医薬品」という。）について、承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定された試験方法に代用しうる試験方法を行う場合の取扱いを下記のとおり定めたので、貴管下関係業者等に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

医薬品原薬等の供給元の多様化等を背景に、承認書に規定する規格及び試験方法を前提にしつつも、運用実態として承認書に規定する規格及び試験方法の実施が困難な場合がある。その中で、承認された際の品質を確保・維持しつつ、

医薬品の安定的な供給を図るためには、承認書に規定する試験方法と製造所、試験機関等で実施される試験方法の同等性等を適切に検証し、恒常的に管理することが必要となる。

医薬品の試験の実態において、承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法（以下「規定の試験方法」という。）に代用しうる方法（以下「代用法」という。）により試験を行うことは、それが真度（正確さ）、精度（精密さ）等の分析能パラメータにより規定の試験方法と同等以上の分析性能があることや当該方法により承認規格への適合・不適合が確認できること等が検証及び文書化され、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第179号。以下「GMP省令」という。）に基づく管理が適切に行われている場合は許容され得る。

代用法は、基本的に、規定の試験方法と同一の原理の試験方法であることを前提とする。ただし、原理が異なる場合も2.（3）（イ）に該当する場合には代用法として取り扱うことができる。また、代用法は、その試験結果について疑いのある場合には、規定の試験方法で最終の判定を行うことを前提に実施される。

既承認医薬品に係る通常時の試験方法として、今後も代用法を継続する場合は、製造販売承認事項の一部変更承認申請等を行うこと。なお、製造販売承認事項の一部変更承認申請等が行われていること及び製造販売業者の責任において、医薬品の品質を適切に保証可能と判断できることを前提に、代用法による出荷を継続することができるものとするが、審査の過程において代用法が妥当ではないと判断された場合には、速やかに適切な試験方法により市場流通品の品質確認を行うとともに、不適合品を認めた場合は回収等の措置を講じること。ただし、規定の試験方法が現在の関係通知又は科学的水準からみて不十分と認められる場合は、代用法を実施するのではなく、速やかに製造販売承認事項の一部変更承認申請等を行うことが適当である。

また、代用法の基本原則に適合しない試験方法を規定の試験方法の代わりとして実施しようとする場合は、製造販売承認事項の一部変更承認申請等の必要な変更手続きを行った上で実施することが必要になる。

2. 本取扱いの対象となる試験方法

本取扱いは、医薬品に係る規定の試験方法のうち、以下の（1）～（3）全ての条件に該当する試験方法及び当該試験方法に係る代用法を対象とする。

- (1) 化成品に係る試験であること。
- (2) 規定の試験方法が医薬品の品質等に係る日本薬局方、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 42 条に係る基準、日本薬局方外医薬品規格又は医薬品添加物規格の各条に定める試験方法以外の試験方法であること。
- (3) 以下のいずれかに該当すること。

(ア) 代用法が、規定の試験方法と同一の原理の試験方法（注）で、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

注：以下のようなケースが含まれ得る。疑義等がある場合は、個別に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に相談すること。

- ・ 規定の試験方法と異なる発色試薬を使用した定性試験
- ・ 規定の試験方法と異なるカラム、流量、移動相で行うクロマトグラフィー
- ・ 確認試験として赤外吸収スペクトル測定法（IR）を設定しており、規定の測定法（錠剤法、ATR法等）とは異なる測定法により確認を行う場合
- ・ 規定の試験方法で使用する試薬、機材等と同等の試薬、機材等を用いて試験を行う場合

(イ) 代用法が、規定の試験方法とは原理が異なる試験方法であるが、以下の①から③のいずれかに該当し、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合

- ① 確認試験又は有機不純物を対象とする純度試験において、規定の試験方法が薄層クロマトグラフィーによる試験方法であるときに、高速液体クロマトグラフィー（HPLC）、超高速液体クロマトグラフィー（UHPLC）又はガスクロマトグラフィー（GC）による代用法を行おうとする場合
- ② 定量法において、規定の試験方法が滴定法、蛍光光度法又は紫外可視吸光度測定法による試験方法であるときに、クロマトグラフィーによる代用法を行おうとする場合
- ③ 官能基の確認試験において、規定の試験方法が呈色反応による試験

方法であるときに、赤外吸収スペクトル測定法（IR）による代用法を行おうとする場合

3. 対応方法

（1）代用法を実施する際の要件

（ア）代用法の導入前に、以下の事項を含め、試験方法のバリデーション及び規定の試験方法とのクロスバリデーションを行い、適切に検証し文書化を行うこと。

- ①規定の試験方法と同等以上の分析性能があること。
- ②代用法により、承認規格への適合・不適合が確認できること。
- ③代用法の検証記録等を、GMP省令第20条又は第22条の規定に基づき、適切な期間保管すること。

なお、クロスバリデーションとは、同一試料に対して規定の試験方法と代用法を並行して試験を実施し、同等の試験結果が得られることを検証する一連の作業をいう。クロスバリデーションによる比較は、それぞれの試験方法のフルバリデーション又はパーシャルバリデーションを実施した上で実施する。クロスバリデーションを行う場合、規定の試験方法のバリデーション結果に基づき、あらかじめ適切な判定基準を定め、当該基準を満たすことを検証すること。

（イ）代用法の試験方法、妥当性の根拠等を医薬品製品標準書に記載しておくこと。また、代用法の変更管理を行う場合は上記（ア）に準じて規定の試験方法を対照に検証を行うこととし、試験方法の検証の記録を含めた当該変更管理に係る記録については、GMP省令第20条又は第22条の規定に基づき、適切な期間保管するとともに、必要な記録等を整備しておくこと。

（ウ）実際の製造の際に、代用法の結果について疑いのある場合は、承認書に製造所又は試験機関として記載された施設において規定の試験方法で試験を行うことが必要になる。このため、代用法を用いる場合でも、規定の試験方法を実施するための手順、設備、体制を整備しておくこと。

なお、規定の試験方法で使用する試薬、機材等（例えば、滴定法における発色試薬やクロマトグラフィーにおけるカラムなど。）が入手できない状況となった場合は、速やかに製造販売承認事項の一部変更承認申

請等を行うこと。

- (エ) 製造される医薬品原薬等が原薬等登録原簿（MF）に登録されている場合を含め、原薬、添加剤等の原材料及び製剤の試験を委託して行わせる場合、実際の製造所、試験機関等において代用法を用いることについて製造所と製造販売業者の間で十分な情報・認識の共有を行い、合意を得ておくこと。

(2) 手順の整備等

- (ア) 上記（1）に示す検証等が適切に実施されていることを前提として、代用法の実施により、実際に規定の試験方法を実施していなくとも、その結果によって承認規格への適合・不適合を判断することは差し支えない。

- (イ) 代用法は、3.（1）（ア）の検証がなされた試験方法であるため、代用法により不適合の結果が出た後に、必ずしも規定の試験方法による再試験を行う手順とする必要は無い。

また、仮に代用法で不適合の結果が出た後に、別途規定の試験方法で再試験を実施し、適合の結果が得られた場合、短絡的に当該ロットが承認規格に適合していると判断せずに、関連する手順書に従って適切な原因調査及び影響評価を行い、それらの結果を踏まえて最終判定を行うこと。

- (ウ) 製造の際に代用法を実施すること等をあらかじめ医薬品製品標準書、手順書等に定めておくこと。なお、この限りにおいて、代用法を行ってもGMP省令第15条の逸脱の管理は要しない。

- (エ) 規定の試験方法と同等以上の分析性能を有していない可能性が疑われる場合など、代用法の試験結果に疑義がある場合には、規定の試験方法を実施すること。この上で、バリデーションを含む再検証の要否、代用法による試験方法により出荷判定を行った製品への品質評価等を検討すること。

- (オ) 定期的な機器の保守・メンテナンスのため代用法を用いる期間が一定頻度で発生する場合、定期的に代用法が規定の試験方法と同等以上の分析性能を有していることを確認しておくこと。また、確認の記録は、GMP省令第20条又は第22条の規定に基づき、適切な期間保管すること。

4. 医薬品医療機器等法上の取扱いに関する留意点等

- (1) 既承認医薬品に係る通常時の試験方法として、代用法を継続する場合は、製造販売承認事項の一部変更承認申請等を行うこと。その他の場合は個別の判断を要するが、既承認医薬品又は新規申請品目において、機器の故障・修理及び保守・メンテナンス等のために一時的に代用法により試験を行う場合、製造販売承認事項の一部変更承認申請等の措置又は新規申請時の承認申請書への記載は要しないものとする。ただし、将来発生しうる承認申請、GMP省令に定める基準への適合性に係る調査（以下「GMP調査」という。）申請等に際し、規制当局からの求めに応じて、代用法の妥当性等を説明する資料や変更管理の記録等を提出できるようにしておくこと。また、必要に応じて審査又はGMP調査の際に、①代用法の妥当性、根拠、②医薬品製品標準書、手順書等への記載、③承認規格外の試験結果の処理、④変更管理の記録、⑤規定の試験方法が手順書どおり支障なく行えることを定期的に確認した記録等について確認するので留意すること。
- (2) 上記（1）に基づき、製造販売承認事項の一部変更承認申請等又は承認事項への記載を要しない範囲で代用法を用いる場合、将来発生しうる「別紙規格欄」若しくは「規格及び試験方法欄」に係る一部変更承認申請等又は新規申請の際に、本通知に則った代用法を実施している旨を備考欄に記載するとともに、審査部門の求めに応じて、代用法の内容及び妥当性を説明する資料を提出すること。また、「年次報告に係る変更手続導入に向けた試行的実施について」（令和7年2月13日付け医薬薬審発0213第5号、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）に基づき年次報告事項を設定した「別紙規格欄」又は「規格及び試験方法欄」の試験方法について代用法を用いる場合には、年次報告に係る添付資料に本通知に則った代用法を実施している旨を記載すること。
- (3) 代用法により試験を行い、承認規格に適合していることをもって出荷された製品は、3.（1）による妥当性確認等が適切になされており、品質に影響がないことが確認できている場合に限り、規定の試験方法を行っていないことのみを理由として回収を行う必要はない。
- (4) 代用法の使用の有無に関わらず、規定の試験方法が現在の関係通知、科学的水準等からみて不十分と認められる場合、又は規定の試験方法では最

終の判定を行うことができない状況にある場合は、速やかに製造販売承認事項の一部変更承認申請等を行うこと。

- (5) 都道府県等により行われる収去検査等は、原則として規定の試験方法により行われるので留意すること。
- (6) 本通知の通知日以前に規定の試験方法とは異なる試験方法を導入しており、当該試験方法が本通知に記載された代用法の要件を満たさない試験方法（以下「別法」という。）である場合、市場流通品に対し速やかに規定の試験方法により品質確認を行う等、必要な措置を講じること。また、今後とも継続して別法により試験を行う必要がある場合は、速やかに製造販売承認事項の一部変更承認申請等を行うこと。なお、医薬品の安定供給等の観点から、別法による出荷を継続せざるを得ない場合、製造販売承認事項の一部変更承認申請等が行われていること及び製造販売業者の責任において、医薬品の品質を適切に保証可能と判断できることを前提に、別法による出荷の継続を許容することもありうるが、審査の過程において別法の変更又は廃止が必要と判断された場合には、速やかに適切な試験方法により市場流通品の品質確認を行うとともに、不適合品を認めた場合は回収等の措置を講じること。
- (7) 出荷試験が行われる製造所又は試験施設において複数の試験設備を有する場合や出荷試験が行われる製造所又は試験施設間で異なる試験設備を有する場合等、複数の試験方法が継続的に利用される場合であって、「医薬品の品質に係る承認事項の変更に係る取扱い等について」（平成30年3月9日付け薬生薬審発0309第1号・薬生監麻発0309第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）並びに「医療用医薬品の承認申請書の規格及び試験方法欄にかかる記載の合理化について」（令和4年1月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）にて示している試験方法の合理化記載を行った場合であっても規定の試験方法の統一が困難な場合、以下のすべてを満たすことを確認の上、実施する試験方法をすべて承認書に併記すること。また、当該試験方法の追加については、製造販売承認事項の一部変更承認申請等により行うこと。
 - (ア) 原則として、併記される試験方法間で規格値が同一であること。ただし、粒子径等、試験に用いる測定機器等により分析結果が異なる場合に限

り、試験方法間で規格適合／不適合の判定基準が本質的に同一となるよう、異なる規格値を設定することができること。

(イ) 以下のいずれかを満たすこと。

- ① 併記される試験方法の分析性能が同等であること。
- ② 併記される試験方法の分析性能が同等ではない場合、当該試験方法に係る目標分析プロファイルが特定されており、併記される試験方法がいずれもこれを満たすこと。

(ウ) いずれか1つの試験方法を選択して規格適否判断が行われるよう管理されていること。

以上

別添3

事務連絡
令和8年6月3日

(別記) 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

「要指導医薬品及び一般用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」及び「医療用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」に関する質疑応答集（Q&A）について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）宛てに連絡しましたので、貴会会員への周知をお願いいたします。



事 務 連 絡
令 和 8 年 6 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

「要指導医薬品及び一般用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」及び「医療用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」に関する質疑応答集（Q&A）について

医薬品における承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定された試験方法に代用しうる試験方法を行う場合の取扱いについては、「要指導医薬品及び一般用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」（令和5年6月21日付け薬生薬審発0621第1号・薬生監麻発0621第2号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）、「医療用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」（令和5年6月21日付け薬生薬審発0621第4号・薬生監麻発0621第5号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）並びに「「医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」に関する質疑応答集（Q&A）について」（令和6年6月24日付け厚生労働省医薬局医薬品審査管理課及び監視指導・麻薬対策課連名事務連絡。以下「旧代用法Q A」という。）により示してきたところです。

今般、「「要指導医薬品及び一般用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」の一部改正について」（令和8年6月3日付け医薬薬審発0603第1号・医薬監麻発0603第7号、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）及び「「医療用医薬品の製造に当たり承認書の「別紙規格欄」及び「規格及び試験方法欄」に規定する試験方法に代用しうる試験方法を実施する場合の取扱いについて」の一部改正について」（令和8年6月3日付け医薬薬審発0603第4号・医薬監麻発0603第10号、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課及び監視指導・麻薬対策課連名通知。）（以下あわせて「代用法通知」という。）が発出されたことに伴い、その円滑な運用を確保するため、旧代用法Q Aを別添のとおり全改正したので、御了知の上、業務の参考として貴管内関係業者等に周知方よろしく御配慮願います。

(別添)

【全般事項】

Q 1

代用法通知が示す代用法と、「新医薬品の規格及び試験方法の設定について」（平成13年5月1日付け医薬審発第568号厚生労働省医薬局審査管理課長通知。以下「ICH Q6A通知」という。）で定義されている「代替法」との違いは何か。

A 1

代用法通知は、ICH Q6A通知で定義されている「代替法」の運用実態に鑑み、承認書に規定されていない試験方法を行う場合の一部について、継続的に用いる場合に対応が必要となるものを「代用法」、一時的であっても対応が必要となるものを「別法」と分類し、それぞれの場合に製造販売業者が取るべき対応を定めたものである。

なお、規格及び試験方法について、承認書に規定されていない試験方法を行う場合の考え方は、「医薬品等の承認申請書の規格及び試験方法欄に係る記載及びその変更等について」（令和3年7月30日付け薬生薬審発0730第6号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）も参考にすること。

表：代用法と別法の概略

	一時的に使用する場合	継続して使用する場合
代用法通知の2.(1)から(3)及び3.(1)のいずれも満たす	代用法(一部変更承認申請等は不要)	代用法通知の4.(1)の対応が必要
代用法通知の2.(1)から(3)を満たすが、3.(1)を満たさない	別法(医療用医薬品については代用法通知の4.(6)、要指導医薬品及び一般用医薬品については代用法通知の4.(5)の対応が必要)	
代用法通知の2.(1)から(3)を満たさない	日本薬局方、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第42条に係る基準(以下「42条基準」という。)、日本薬局方外医薬品規格(以下「局外規」という。)又は医薬品添加物規格(以下「薬添規」という。)に記載されている各条の場合は、各基準等の規定に従う。それ以外に関しては規定の試験方法により実施することが求められ、試験方法を変更する場合は、その内容を承認書に反映する必要がある。	

【基本的な考え方】

Q 2

代用法通知の「1. 基本的な考え方」に、「医薬品原薬等の供給元の多様化等を背景に、承認書に規定する規格及び試験方法を前提にしつつも、運用実態として承認書に規定する規格及び試験方法の実施が困難な場合がある。」とあるが、運用実態として、どのような事例が該当するか。

A 2

機器の故障・修理及び保守・メンテナンス等により承認書に規定する規格及び試験方法を実施できない場合が事例として該当する。

Q 3

代用法通知の「1. 基本的な考え方」に、「既承認医薬品に係る通常時の試験方法として、今後も代用法を継続する場合」とあるが、「通常時」とはどのように考えればよいか。

A 3

代用法を一時的ではなく恒常的に継続して使用する場合が該当する。

Q 4

代用法通知の「1. 基本的な考え方」に、「既承認医薬品に係る通常時の試験方法として、今後も代用法を継続する場合は、製造販売承認事項の一部変更承認申請等を行うこと。」とあるが、「一部変更承認申請等」の「等」はどのような事例が該当するのか。

A 4

MF変更登録申請、「中等度変更事項に係る変更手続の導入の試行について」（令和6年9月27日付け医薬薬審発0927第4号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）に基づく迅速審査（以下「中等度変更迅速審査」という。）に係る申請及び軽微変更届が該当しうる。ただし、ここでいう軽微変更届は、「医薬品等の規格及び試験方法に係る変更等に関する質疑応答集（Q&A）について」（平成22年7月26日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡）及び「医薬品等の規格及び試験方法に係る変更等に関する質疑応答集（Q&A）（その2）について」（令和3年7月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）により既に軽微変更で対応可能と示されている変更に限ることに留意すること。

Q 5

承認書と製造実態との定期的な照査において、従来から代用法を通常時の試験方法として継続的に実施していることが判明した場合、医薬品変更届出事前確認簡易相談、後発医薬品変更届出事前確認簡易相談又はOTC医薬品変更届出事前確認簡易相談を経た上で承認書の記載事項を是正することでよいか。

A 5

代用法を通常時の試験方法として継続的に実施する場合には、医薬品変更届出事前確認簡易相談等を経ることなく、速やかに一部変更承認申請等を行うこと。

なお、試験方法に係る相違であって、「「医薬品の品質に係る承認事項の変更に係る取扱い等について」の一部改正について」（令和7年5月8日付け医薬薬審発0508第2号、医薬監麻発0508第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知）の第3の1.（1）において、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に相談することとされているものについては、医薬品変更届出事前確認簡易相談、後発医薬品変更届出事前確認簡易相談又はOTC医薬品変更届出事前確認簡易相談を受けて対応することで差し支えない。ただし、試験方法に係る相違の是正に際し、試験方法の合理化記載を企図する場合は、「医薬品の品質に係る承認事項の変更に係る取扱い等について」の第2の2に基づき、一部変更承認申請等を行う必要があることに留意すること。

Q 6

2か所以上の製造所で原薬の製造、試験を行っており、製造所によって日常管理に用いる試験方法の一部が異なる状況において、承認書の別紙規格には一方の試験方法しか記載していない場合は、どのような対応が必要になるのか。

A 6

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知の4.(7)に記載の要件を満たす医療用医薬品の場合は、実施する試験方法をすべて承認書に併記する必要があるため、速やかに一部変更承認申請等を行うこと。

なお、同項の要件を満たさない場合は、試験方法の併記は認められないため、承認書に記載された別紙規格に適合する原薬を使用し、承認書に規定された試験方法を実施できる設備体制を整えること。

Q 7

規定の試験方法と異なる試験方法を継続して実施している場合、承認書において、規定の試験方法と併記することは認められるか。

A 7

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知の4.(7)に記載の要件を満たす医療用医薬品の場合は、認められる。

なお、以下に例示するように、2つの試験方法の判定基準（規格適合の可否）が本質的に同一とならない場合、併記は認められないため、留意すること。

- (例1) 純度試験（液体クロマトグラフィー）における、イソクラティック溶離とグラジエント溶離の併記：
確認可能な不純物ピークが変化する可能性があるため、同一の判定が可能とはみなされない。
- (例2) 溶出試験における、異なる溶出条件（緩衝液、pH、液量等）の併記：
常に同一の判定が可能か判断できない。
- (例3) 水分試験における、カールフィッシャー法と乾燥減量法の併記：
測定対象が異なるため、判定基準が本質的に異なる。
- (例4) 同等の精度を有することが確認された定量法における、真度が異なる規格及び試験方法の併記：
定量法A〔真度98.5%〕：規格値97.0%~100.0%、定量法B〔真度100.0%〕：規格値98.5%~101.5%のように、異なる規格値の併記は原則として認められない。

Q 8

基本的な試験方法は同じであるが、標準溶液及び試料溶液の測定濃度範囲のみを機器等に合わせて変更する場合は、代用法通知4.(1)の「一時的に代用法により試験を行う場合」に該当するか。

A 8

一時的な変更であれば、製造販売承認事項の一部変更承認申請等の措置又は新規申請時の承認申請書への記載は要しないものに該当し得る。

Q 9

代用法通知の「1. 基本的な考え方」に「それが真度（正確さ）、精度（精密さ）等の分析能パラメータにより規定の試験方法と同等以上の分析性能があることや当該方法により承認規格への適合・不適合が確認できること等が検証及び文書化され、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 179 号。以下「GMP 省令」という。）に基づく管理が適切に行われている場合は許容され得る。」とあるが、どのような事例が該当するか。製造所ごとの試験方法の微細な違いに伴うものは含まれると考えてよいか。

A 9

例えば、機器の故障・修理及び保守・メンテナンス等の際の代用法の利用が該当する。

当該記載は代用法に関して述べたものであり、製造所ごとに通常時の試験方法に違いがあることに関してはGMP省令に基づいた管理だけで行うことはできない。代用法通知に示されたとおり一部変更承認申請等を行うこと。

Q10

代用法通知の「1. 基本的な考え方」の「既承認医薬品に係る通常時の試験方法として、今後も代用法を継続する場合は、製造販売承認事項の一部変更承認申請等を行うこと」について、機器のメンテナンスや故障の際にその都度代用法により試験を行う場合は、「継続」に該当するか。

A10

メンテナンス等の際に一時的に代用法により試験する場合は、定期的実施される場合においても「継続」には該当しない。なお、代用法として、それが真度、精度等の分析能パラメータにより規定の試験方法と同等以上の分析性能があることや当該方法により承認規格への適合・不適合が確認できること等が検証及び文書化されている場合においても、代用法により実施せざるを得ない状況となった際には、その都度同等以上の分析性能を確認できるデータの取得がなされる必要がある。

Q11

代用法通知の「1. 基本的な考え方」に、「製造販売承認事項の一部変更承認申請等が行われていること及び製造販売業者の責任において、医薬品の品質を適切に保証可能と判断できることを前提に、代用法による出荷を継続することができるものとする」とあるが、例として、医薬品の安定供給の観点から、代用法による出荷を継続せざるを得ない場合が該当すると考えてよいか。

A11

該当するが、代用法による出荷の継続については、別法による出荷の継続とは異なり、継続のためのやむを得ない理由が必ずしも必要というわけではない。

【代用法の対象】**Q12**

代用法通知における「化成品」には何が該当するのか。

A12

試験の対象が化学合成されたものであれば、原薬、原薬中間体や出発原料、添加剤のいずれも適用対象となる。

なお、整腸生菌成分・生薬・漢方・バイオ製剤等については化学合成品に該当しないため、代用法通知の対象外である。

Q13

漢方・生薬製剤等の化成品以外のものについては、代用法はどのような考え方となるのか。

A13

漢方・生薬製剤等の化成品以外のものであっても、化成品である原薬を含む場合、その化成品である原薬に係る試験については代用法通知の対象になりうる。

一方、漢方又は生薬が原薬である場合や生薬中の特定成分等の化成品以外のものにかかる試験については、代用法通知の対象外であり、日本薬局方、42条基準、局外規又は薬添規に記載されている各条の場合を除き、承認書に記載した試験法以外の試験法は認められない。そのため、「医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検に関する質疑応答集（Q&A）について（その3）」（平成28年3月22日付け厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課事務連絡）において周知しているように、試験方法を変更する場合は、その内容を承認書に反映する必要がある。なお、「医薬品等の承認申請書の規格及び試験方法欄に係る記載及びその変更等について」（令和3年7月30日付け薬生薬審発0730第6号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）も参考にすること。

Q14

代用法通知では、「化成品」のみが対象となっているが、例えば製剤として、化成品成分と生薬の配合剤であった場合、原薬の化成品成分の別紙規格だけでなく、製剤の規格及び試験方法についても化成品成分に係る試験であれば適用対象か。

A14

対象となる。

Q15

「化成品に係る試験であること。」とあるが、これは「化成品たる医薬品のみに対し適用される試験」という意味か、それとも「医薬品の本質の如何に関わらず、試験法で確認しようとしている対象事項が化成品（成分等）で説明される試験」であれば対象なのか。

A15

「医薬品の本質の如何に関わらず、試験法で確認しようとしている対象事項が化成品（成分等）で説明される試験」であれば対象である。

ただし、例えば、原薬である生薬に係る試験は、測定対象が化成品であっても、対象となる試験方法に含まれない。一方、生薬と化成品の原薬からなる配合剤であって、製剤の試験法のうち、化成品原薬に由来する成分を測定する試験については対象となる。

Q16

生薬原料中の指標成分が化学合成可能な成分である場合、代用法の対象となるか。

A16

対象とならない。

Q17

「規定の試験方法が現在の関係通知、科学的水準からみて不十分と認められる場合」とはどのような場合が想定されるか。

A17

新たな不純物が検出され、規定の試験方法では管理不能な場合などが想定される。

Q18

バイオ医薬品に化成品の添加剤を別紙規格として設定している場合は、当該添加剤（化成品）の別紙規格は通知の対象となると理解してよいか。

A18

添加剤である化成品に係る試験のみ対象となる。

Q19

日本薬局方等の公定書の試験については、当該公定書の通則の代替法に基づいて運用することが可能なのか。また、医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令（昭和41年8月31日厚生省令第30号。以下「タール色素省令」という。）により規定されている試験方法は対象となるのか。

A19

日本薬局方、42条基準、局外規若しくは薬添規の各条に定める試験方法又はタール色素省令により規定されている試験方法は代用法通知の対象外であり、当該基準等で規定されている範囲内で運用が可能である。

Q20

日本薬局方、42条基準、局外規又は薬添規の各条に定める試験方法は代用法通知の適用範囲から除外されるところ、承認書の別紙規格欄又は規格及び試験方法欄に「日局一般試験法〇〇による」又は「放薬基一般試験法〇〇による」と記載している場合で、かつ、【別紙規格】又は【規格及び試験方法】の末尾の「本規格及び試験方法は、別に規定するもののほか、日本薬局方の通則、製剤総則及び一般試験法を準用する。」等の記載に基づき日本薬局方及び放射性医薬品基準の各条に未収載の医薬品に対して日本薬局方通則14を適用している場合も、代用法通知の対象外となるのか。

A20

日本薬局方、42条基準、局外規又は薬添規の各条収載品については、代用法通知の対象外となるが、各条に未収載の医薬品が日本薬局方又は放射性医薬品基準の一般試験法を準用している場合は代用法通知の対象となり、日本薬局方通則14は適用されないため、代用法を継続的に実施する場合には一部変更承認申請等の薬事手続きが必要となる。

また、医療用医薬品の場合、品質に与える影響が小さい事項については、「年次報告に係る変更手続導入に向けた試行的実施について」（令和7年2月13日付け医薬薬審

発 0213 第 5 号、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知) に基づき妥当と判断された場合には、年次報告により管理することもできる。

Q21

食品添加物公定書(以下「食添」という。)のように自身の通則で日本薬局方通則 14 と同様の規定を設けている場合は、日本薬局方医薬品各条の試験方法と同様に取り扱うことができるか。

A21

日本薬局方、42 条基準、局外規、薬添規の各条に定める試験方法又はタール色素省令により規定されている試験方法は代用法通知の対象外となるが、それ以外の公定書(食添等)に則して試験を行う場合は、原則として代用法通知の対象となる。

なお、食添、医薬部外品原料規格等、医薬品への配合を目的としない公定書の各条収載品を医療用医薬品の添加剤として用いる場合、日本薬局方等と同様に代用法通知の対象外とみなせる場合はあるが、医療用医薬品の添加剤として必要な特性及び性能が公定書各条の試験方法等のみにより担保可能かは明確ではないため、個別に判断が必要となる。代用法通知の対象外とする場合は、機構に相談の上、承認申請書の【備考 2】【その他備考】欄にその旨を記載すること。

Q22

代用法通知の適用対象外である日本薬局方に定める試験方法については、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正について」(令和 3 年 4 月 28 日付け薬生監麻発 0428 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「GMP 改正省令公布通知」という。)記の第 3 逐条解説の 10. (3) ①イ. (イ)に従い、規定の試験法に代わる試験方法を定めることは許容されるのか。また、日本薬局方以外の規格集についても、代用法通知の対象範囲から除外され、GMP 改正省令公布通知記の第 3 の 10. (3) ①イ. (イ)に従うことでよいか。

A22

GMP 改正省令公布通知中の記載については、代替法が認められる場合でその代替法を使用するときは医薬品製品標準書にその試験方法等を記載しておくことを求めているものであり、いずれかの規格集の試験法について代替法が認められていることを意味するものではない。

Q23

GMP 改正省令公布通知記の第 3 の 10. (3) ①イ. (イ)の要件が満たされる場合、医薬品製品標準書に記載すれば、公定書や規格集以外の試験方法も認められると理解しているが、この考え方に変更がないことを確認したい。

A23

GMP 改正省令公布通知記の第 3 逐条解説中の記載については、あくまで医薬品製品標準書に記載すべき事項を示したものであり、承認申請手続きの要否を示したものではない。

なお、GMP 改正省令公布通知記の第 3 逐条解説の 10. (3) ①イ. (イ)は、日本薬局方等の公定書又は規格集を参照している試験検査について示したものであり、公定書や規格集以外の試験方法について言及していない。

Q24

日本薬局方、42 条基準、局外規又は薬添規の試薬規格適合品が市場になく入手できない場合において、例外的に代用法通知を適用してよいか。

A24

恒常的に入手が困難ということであれば、代用法の対象とはならないが、特段の理由により対応が困難な場合には、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課に相談すること。
また、日本薬局方、42 条基準、局外規又は薬添規のいずれの各条にも未記載の医薬品について、承認書において個別に日本薬局方、42 条基準、局外規及び薬添規のいずれかの試薬・試液を用いる旨を規定しておらず、【別紙規格】又は【規格及び試験方法】の末尾に「本規格及び試験方法は、別に規定するもののほか、日本薬局方の通則、製剤総則及び一般試験法を準用する。」等と記載している場合、必ずしも日本薬局方の< 9. 4 1 > 試薬・試液適合品を用いる必要はなく、これを参考に、用途に応じて適切な品質の試薬を選択し、使用することで差し支えない。

Q25

日本薬局方の医薬品各条に未記載の医薬品において一時的に使用する試験方法が第十八改正日本薬局方第一追補に示された「2.00 クロマトグラフィー総論」の「4. クロマトグラフィー条件の調整」の範囲内の調整に該当する場合、代用法通知の対象となるか。

A25

一時的に使用する試験方法が第十八改正日本薬局方第一追補に示された「4. クロマトグラフィー条件の調整」の範囲内の調整に該当するか否かに関わらず、日本薬局方の医薬品各条に未記載の医薬品におけるクロマトグラフィー条件の調整については、代用法通知の対象となり、「4. クロマトグラフィー条件の調整」の範囲内の調整であるか否かに関わらず、代用法通知 2. (3) に基づき、規定の試験方法と同等以上の分析性能があること等を確認する必要がある。

なお、通常時に「4. クロマトグラフィー条件の調整」を行う場合は、「第十八改正日本薬局方第一追補の制定に伴う医薬品製造販売承認申請等の取扱いについて」（令和 4 年 12 月 12 日付け薬生薬審発 1212 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）に従い適切な薬事手続きを行う必要があり、「4. クロマトグラフィー条件の調整」の項の適用可否については個別の審査で判断されるものである。

また、医療用医薬品の場合、品質に与える影響が小さい事項については、「年次報告に係る変更手続導入に向けた試行的実施について」（令和 7 年 2 月 13 日付け医薬薬審発 0213 第 5 号、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）に基づき妥当と判断された場合には、年次報告により管理することもできる。

Q26

製造所 A のみであるところ、最新の試験機器を有する製造所 B を追加する製造所追加の一部変更承認申請をする場合、製造所の実態に応じて製造所 A における試験法 A と製造所 B における試験法 B の併記で対応することが可能か。また、製造所追加ではなく、完全に製造所 B に切り替えたものの、何らかの事情によって古い試験機器しか有さない製造所 C に製造所変更して試験法 C で試験する場合、試験法 B と同等以上と

はいえないものの当初承認時の試験法Aと同等であれば試験法Cは代用法として認められるのか。

A26

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知の4.(7)に記載の要件を満たす医療用医薬品の場合は、試験法A～Cのいずれも併記できる。

Q27

製造所AではHPLCによる規定された試験方法を実施しているが、所有している機器が異なるため、製造所Bではより真度・精度の高いUHPLC法を用いて製剤の出荷試験を行っている場合、製造所Bにおいて継続してUHPLC法を用いて試験を行う際には、承認書には製造所ごとに異なる試験方法を記載できるのか。なお、規格は同じである。

A27

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知の4.(7)に記載の要件を満たす医療用医薬品の場合は、併記できる。

Q28

代用法の適用において、原理が異なる試験方法も条件に合えば対象となることが記載されているが、規定の試験方法と同等以上の分析性能があることに加え、代用法通知2.(3)(イ)①～③の具体的な条件に適合する場合に限定しているのはなぜか。

A28

基本的には承認書に記載された試験方法を実施することが求められるが、過去の事例を踏まえ、概ね例外なく認められる試験が2(3)(イ)①～③に示したものである。

Q29

代用法が、規定の試験方法と同一の原理の試験方法で、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合として代用法通知に挙げられている事例の場合でも、その内容について、機構に相談する必要があるか。

A29

同等以上の分析性能があることの保証は製造販売業者の責任の下判断されるべきであるため、機構に相談する必要はない。

Q30

代用法が、規定の試験方法と同一の原理の試験方法で、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合について、試薬及び標準物質グレードの違いは許容されるのか。また、測定原理が同様であり、得られる結果が同等の場合、サンプルの調製方法を変更した試験法を代用法とすることは認められるか。

A30

試薬及び標準物質グレードの違いは、規定の試験方法と同一の原理の試験方法で、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合は許容されるが、一概には判断できないため、試験方法の検証結果を含めて保管の上、求めに応じて提出すること。

また、サンプルの調製について、承認書の規定と異なるのであれば、一時的に実施する場合は代用法として薬事手続きは不要となりうるが、継続的に実施する場合は一部変更承認申請等を行うこと。

Q31

代用法通知 2. (3) (ア) 及び (イ) 以外でも、緊急対応のため必要な場合等により、承認取得者によって「規定の試験方法と同等以上の分析性能があることや当該方法により承認規格に適合することが確認できること等が検証及び文書化され、GMP 省令に基づく管理が適切に行われている場合」であれば、許容できる場合もあるか。

A31

認められない。代用法通知を適用する場合には、代用法通知 2. (3) (ア) 又は (イ) のいずれかを満たす必要がある。

Q32

代用法通知 2. (3) (ア) 及び (イ) 以外でも 3. (1) を満たすことで代用法通知に従った運用を行うことは認められるか。

A32

認められない。代用法通知を適用する場合には、代用法通知 2. (3) (ア) 又は (イ) のいずれかを満たす必要がある。

なお、2. (3) (ア) に該当するが、(ア) で示している事例とは異なる事例等で、疑義等がある場合は個別に機構又は承認権者である都道府県に相談すること。

Q33

代用法通知 2. (3) (ア) に「規定の試験方法と同一の原理の試験方法」で「規定の試験方法と異なるカラム、流量、移動相で行うクロマトグラフィー」とあるが、「異なるカラム」とは具体的にどの程度異なるものが含まれるか。例えば、逆相シリカから順相シリカへの変更は、原理が異なる試験方法とみなされるか。

A33

原則として、同じ原理のクロマトグラフィーであって、型番、メーカー、径、長さ等の異なる同種のカラムに限られる。それ以外の場合は、当該試験法の内容による判断が必要であることから、個別に機構又は承認権者である都道府県に相談すること。

なお、逆相シリカから順相シリカへの変更は、原理が異なる試験方法とみなされる。

Q34

代用法通知 2. (3) (ア) の「注」に「疑義等がある場合は、個別に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に相談すること。なお、知事承認品目については、承認権者となる都道府県に相談すること。」とあるが、「注」に示されたケース以外に代用法を適用する場合は疑義等に該当し、一律に機構や都道府県に相談する必要があるか。

A34

「注」は一部を例示したに過ぎず、規定の試験方法と同一の原理の試験方法であって、規定の試験方法と同等以上の分析性能がある場合であり、特に疑義等がなければ、相談の必要はない。

Q35

代用法通知 2. (3) (ア) に係る相談は製造販売業者からのみ可能なのか。

A35

原則として、製造販売業者からの相談となるが、原薬等登録原簿に関しては登録者又は原薬等国内管理人からの相談も可能である。

Q36

代用法通知 2. (3) (ア) に該当する場合として、日本薬局方「2.01 液体クロマトグラフィー」の「7. 試験条件の変更に関する留意事項」にある測定条件の一部変更も含まれるのか。

A36

日本薬局方、42 条基準、局外規及び薬添規のいずれにも未収載の医薬品が日本薬局方の一般試験法を準用している場合は、当該留意事項の測定条件の一部変更の適用範囲外であるため、代用法を継続的に実施する場合には、一部変更承認申請等の薬事手続きが必要となる。なお、医療用医薬品の場合、品質に与える影響が小さい事項については、「年次報告に係る変更手続導入に向けた試行的実施について」（令和 7 年 2 月 13 日付け医薬審発 0213 第 5 号、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）に基づき妥当と判断された場合には、年次報告により管理することもできる。

【対応方法】

Q37

代用法通知 3. (1) (ア) に「それぞれの試験方法」とあるが、規定の試験方法について既にバリデーションを実施している場合は、改めてバリデーションしなくてよいか。

A37

代用法のバリデーション結果との比較可能性を考慮の上、規定の試験方法におけるバリデーションの要否を判断すること。

Q38

代用法通知 3. (1) (ア) のフルバリデーションとパーシャルバリデーションの定義は何か。

A38

フルバリデーションとは、ICH Q2 や日本薬局方参考情報「分析法バリデーション」に示された全ての分析能パラメータについて実施されるバリデーションである。パーシャルバリデーションとは、試験法の変更の程度と性質により必要と判断された分析能パラメータについてのみ実施されるバリデーションである。パーシャルバリデーションにおける判断基準には、原則としてフルバリデーションと同様の判断基準を設定する。

Q39

代用法通知 3. (1) (ア) において、パーシャルバリデーションを実施した場合に注意すべきことはあるか。

A39

パーシャルバリデーションを選択した場合には、その選択の妥当性及び評価項目の設定根拠を報告書等に文書化しておくこと。

Q40

代用法通知3.(1)(ア)において、「代用法の導入前に(中略)規定の試験方法とのクロスバリデーションを行い、適切に検証し文書化を行うこと」とあるが、以下の理由で規定の試験方法が実施できない場合の対応方法はどのようなになるのか。

- 規定の試験方法に使用する装置が故障して修理の目処が立たない
- 規定の試験方法に使用する試薬が終売となり在庫が少ない
- 規定の試験方法に使用するカラムが終売となり、適切な分離性能を有するカラムの在庫がない

A40

規定の試験方法を残す理由がないため、このような事例では代用法として運用すべきではない。

Q41

代用法通知の2.を満たし、3.の対応を行った代用法については、一部変更承認申請等を行うことなく、継続して用いることができるのか。

A41

代用法を通常時の試験方法として使用する場合は、一部変更承認申請又は中等度変更迅速審査に係る申請等が必要となる。

Q42

代用法通知3.(1)(ア)に「並行して試験を実施」とあるが、同一ロットで実施した規定の試験方法による過去の試験結果との比較は認められるか。

A42

認められない。同時に並行して実施する必要がある。

Q43 医療用医薬品に対する代用法通知の4.(7)(ウ)において「いずれか1つの試験方法を選択して規格適否判断が行われるよう管理されていること」を求めているが、製造所Aでは試験法Ⅰ、製造所Bでは試験法Ⅱを使用する旨を承認書で規定している品目について、製造所Aで試験法Ⅰを実施できない場合に試験法Ⅱを選択して実施することも可能と判断してよいか。

A43

承認書に規定のない組み合わせにて試験を行うことは適切ではない。製造所Aにおいて試験法Ⅱが使用される可能性がある場合は、製造所Aにおいても試験法Ⅱを使用する旨を承認書に記載した上で、主たる試験法がどちらかであることを明確にすること。

Q44

代用法通知3.(1)(ウ)について、承認書に記載された製造所又は試験機関内の施設の建て替え等に伴い、設備又は体制上の理由から規定の試験方法の実施が一時的

に困難となり、やむを得ず代用法を用いる一定の期間においては、3.(1)(ウ)で求められる、代用法の結果について疑いのある場合の規定の試験方法での試験の実施や、規定の試験方法を実施するための設備、体制等の整備が困難な場合があるが、どうすればよいか。

A44

やむを得ず、一時的に規定の試験方法による試験の実施や、設備、体制の整備が困難な場合は、3.(1)(ウ)に示す対応は必ずしも求められない。
なお、その場合においても3.(1)の他の要件を満たしていることを確認すること。

Q45

代用法通知3.(1)(エ)の「実際の製造所」とは、委託先の製造所又は外部試験機関のことと理解してよいか。

その場合、求められる「代用法を用いることについて製造所と製造販売業者の間で十分な情報・認識の共有を行い、合意を得ておくこと」とは、具体的にどのようなことを想定しているか。

A45

前段については、その理解でよい。

また、後段については、代用法通知3.(1)(ア)～(ウ)の要件を満たすことを、委託先の製造所又は外部試験機関と、委託元の製造販売業者の間で十分に共有することを意図している。

Q46

機器の保守・メンテナンス等のために定期的に代用法を実施することが分かっている場合、使用条件を付記するなどして予め規定の試験方法と併用することを医薬品製品標準書等に明記することでよいか。

A46

代用法通知3.(2)(ウ)のとおり手順等に定めておくこと。

【医薬品医療機器等法上の取扱いに関する留意点等】

Q47

代用法通知4.(1)のただし書について、GMP適合性調査において代用法の妥当性について評価が行われるのか。

A47

GMP適合性調査において、代用法の妥当性に関する疑義が検知されることはあり得るが、GMP適合性調査権者が代用法の妥当性を評価することを意図しているものではない。また、GMP適合性調査で代用法に対する指摘がなかったからといって、当該代用法が妥当と評価されたことを意味するものではないことに留意する必要がある。

Q48

代用法通知4.(1)について、新規申請品目に関する記載があるのはなぜか。

A48

既承認品目と同じ原薬を使用している等で、新規申請前から代用法が想定される場合を考慮している。

Q49

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知の4.(2)について、「製造販売承認事項の一部変更承認申請等又は承認事項への記載を要しない範囲で代用法を用いる場合、将来発生しうる「別紙規格欄」若しくは「規格及び試験方法欄」に係る一部変更承認申請等又は新規申請の際に、代用法通知に則った代用法を実施している旨を備考欄に記載するとともに、審査部門の求めに応じて、代用法の内容及び妥当性を説明する資料を提出すること。」とあるが、これは、一部変更承認申請時点で利用している代用法を申請資料に含めることでよいか。また、機器のメンテナンスや故障の際にその都度代用法により試験を行う場合、代用法に変更がない限りは一部変更承認申請のたびに代用法の内容を申請添付資料に含める必要がないことでよいか。

A49

一部変更承認申請時点で代用法を利用している場合には、代用法通知に記載のとおり、代用法を実施している旨を備考欄に記載して審査において資料を求められた場合に適切に対応できるよう準備しておく又は代用法に関する資料を申請資料に含めること。また、この運用は、代用法を利用している限り、既に一部変更承認申請等で記載し、その後に変更がない場合においてもその都度行う必要がある。

Q50

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知の4.(2)の代用法通知に則った代用法を実施している旨を備考欄に記載する場合、どのように記載すればよいか。また、【別紙規格】や【規格及び試験方法】の備考ではなく、承認申請書の【備考2】【その他備考】欄に記載するという理解でよいか。

A50

代用法を実施していることの把握を目的としているため、試験項目名を承認申請書の【備考2】【その他備考】欄に記載すること。

なお、審査において資料を求められた場合に適切に対応できるよう準備しておくこと。

記載例：

【その他備考】

代用法の利用については、以下のとおり。

- ・別紙規格●●（別紙規格欄における成分名を記載、複数の成分がある場合はそれぞれ分けて記載すること）
 - ①確認試験、②純度試験、③定量法
- ・規格及び試験方法
 - ①確認試験、②溶出性、③定量法

Q51

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知の4.(2)について、代用法の内容及び妥当性を説明する資料を提出した実績がある場合、次回以降の一部変更承認申請時には「代用法を実施している。なお、○年○月○日承認時に確認済みである。」と記載可能か。

A51

実績がある場合においても、一部変更承認申請時には都度A50のように記載すること。

Q52

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知の4.(6)のなお書について、一部変更承認申請を行うまでは、規定の試験方法に戻して試験を行わなければならないのか。

A52

原則として、一部変更承認申請までは規定の試験方法に戻すべきである。問題がある場合には、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課に相談すること。

Q53

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知の4.(6)について、どのような場合、別法による出荷の継続を許容することがあり得るのか。

A53

個別事例については、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課に相談すること。

Q54

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知では、4.(6)に、医薬品の安定供給等の観点から、別法による出荷を継続せざるを得ない場合について示されているが、要指導医薬品及び一般用医薬品に対する通知では、この記載がない。医療用医薬品に対する通知においてのみ当該記載があるのはなぜか。

A54

医療用医薬品については、出荷を停止した場合、医療の現場に支障を生ずる等、出荷を継続せざるを得ない場合が想定されるためである。

Q55

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知の4.(6)、要指導医薬品及び一般用医薬品に対する通知の4.(5)について、2.(3)は満たしているものの3.(1)に不足がある場合も別法とみなすのか。また、速やかに不足している処置を行うことも「必要な措置」に含まれ、それにより代用法として扱うことは可能なのか。代用法の要件が不足する場合に、後から補足することで代用法とみなせるのか。

A55

導入前に試験方法のバリデーション及び規定の試験方法とのクロスバリデーションを行い、適切に検証し文書化を行ったものが代用法になる。したがって、後から不足している処置を行う場合は代用法ではない。医療用医薬品に対する通知では4.(6)のとおり、要指導医薬品及び一般用医薬品に対する通知では4.(5)のとおり対応す

ること。なお、速やかに不足している処置を行い、3.(1)を満たした場合には、規定の試験方法を行っていないことのみを理由として回収を行う必要はない。

Q56

従来から代用法を用いていたものの、今後は規定の試験方法に戻す場合には、薬事手続きは不要でよいか。

A56

薬事手続きは必要ないが、従来から用いていた試験法について、代用法の要件を満たすことを確認できていない場合は、過去に出荷したロットの品質への影響を調査する等、所要の措置を講じること。

Q57

代用法通知のうち、医療用医薬品に対する通知の4.(6)について、今後も別法を継続する場合、一部変更承認申請が行われていることを前提に別法による出荷の継続が可能とのことであるが、これは、代用法通知の発出以降かつ一部変更承認申請前である場合に、別法による出荷は認めないことを意図するのか。また、一部変更承認申請の準備に要する一定の猶予期間は許容されるのか。

A57

特に期限を切ってはいないが、妥当な範囲内で速やかに一部変更承認申請することを前提に準備期間を含めて猶予される。ただし、製造販売業者の責任において、医薬品の品質を適切に保証可能と判断できることが前提となるため、留意すること。

Q58

GMP省令対象外の医薬品は、代用法通知が適用されるか。

A58

適用される。ただし、代用法通知におけるGMP省令に係る必要事項については、必ずしも求められるものではない。

Q59 日本薬局方の医薬品各条収載品で規定されている試験方法と真度・精度が同等である別の方法にて試験を実施しており、当該試験方法が承認書にも記載されているが、代用法通知及び本質疑問集を踏まえ、当該試験方法は日本薬局方の通則14を適用して運用することとし、承認書から記載を削除したい。その場合の手続きはどのようにすればよいか。

A59

試験結果に疑いのある場合に公定書に記載の試験方法にて最終判定を行うことができる点を含め、日本薬局方の通則14を適用できる別の試験方法を承認書に記載しており、その記載の削除を希望する場合にあっては、当該試験方法の分析性能を適切に検証し文書化を行う等適切な変更管理が行われていることを改めて確認の上、他の理由により一部変更承認申請又は軽微変更届出を行う機会があるときにあわせて変更してもよい。

なお、42条基準、局外規及び薬添規についても同様の取扱いとする。

Q60 今般の代用法通知改正により、局外規及び薬添規についても各自の規定に従う限り代替法が認められると理解しているが、過去の代用法通知に基づき、代替法を承認書に記載している場合、その代替法を軽微変更届で削除することは可能か。

A60

結果について疑いのある場合に規定の方法で最終の判定を行うことができることを前提として、可能である。